

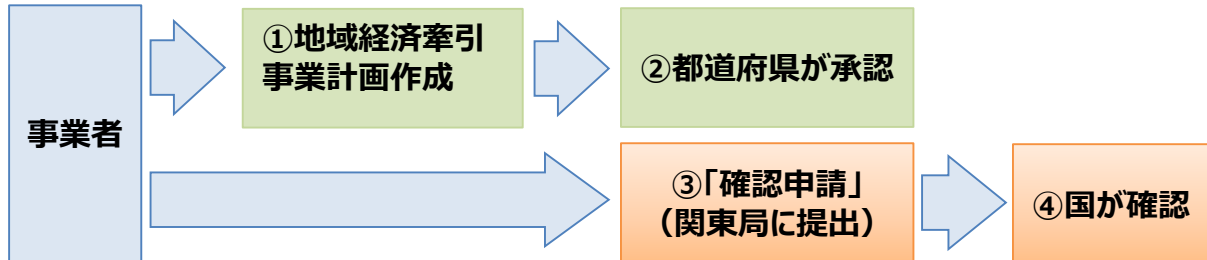
地域未来投資促進法 「課税の特例」について

令和3年5月
経済産業省関東経済産業局
地域未来投資促進室

1. 「課税の特例」について

地域の強み（産業集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報等）を活かした**先進的な事業**に係る設備投資をした場合、課税の特例の対象となる。

課税の特例申請スキーム 【適用期間：令和4年度末まで】



地域経済牽引事業計画

都道府県・市町村が作成する基本計画への適合

<地域経済牽引事業の要件>

- ①地域特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する経済的効果

課税の特例措置の適用要件→「確認申請」が必要

<課税特例の要件>

- ①先進性を有すること
(※特定非常災害により被災した区域を除く)
 - ②総投資額が2,000万円以上であること
 - ③前事業年度の減価償却費の10%を超える投資額であること
 - ④対象事業の売上高伸び率(%)が、ゼロを上回り、かつ過去5事業年度の対象事業の市場の伸び率(%) + 5%以上
- <上乗せ要件> (平成31年4月以降に承認を受けた事業が対象)**
- ⑤直近事業年度の付加価値額増加率が8%以上
 - ⑥投資収益率かつ労働生産性の伸びが一定水準以上

要件の客観化・明確化

<通常類型>

- ①投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上

<サプライチェーン類型>

- ①(1)海外に生産拠点が集中している一定の製品を製造
- ①(2) 域内(※)の取引額の増加率が一定水準以上
(※) 地域経済牽引事業を実施する都道府県内

課税の特例の対象となる設備・内容

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置・器具備品	40%	4%
上乗せ要件を満たす場合	50%	5%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は80億円を限度
 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
 ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

2. 課税の特例措置「確認申請」スケジュール（令和3年5月現在）

※③の確認申請書提出までに「地域経済牽引事業計画」の承認を得ておく必要があります。

① 確認申請書の作成

※地域経済牽引事業計画の承認を受けていない場合、まず同計画作成し、都道府県へ申請。その後、確認書の作成作業に着手してください。

- ・地域経済牽引事業計画のガイドラインに基づき確認申請書を作成ください。
※ガイドライン掲載ページ https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/chiikimiraitoushi-hourei.html
- ・確認申請書の完成度を高めるため、当局で添削を複数回行います。作成スケジュールは、余裕を持つようにしてください。

② 主務大臣把握のための事前締切り

※事前相談を行わないと、確認申請書の提出はできません

- ・①で作成した申請書の内容を基に、経済産業省が関係省庁（総務、財務、厚労、農水、国交、環境）に相談し、主務大臣を決定します。
 - ・主務大臣は、原則、確認申請書の事業内容を所管または、それに関連する大臣となります。
 - ・主務大臣の確定後、都道府県を通じて事業者へお知らせします。
- その大臣名を、確認申請書の宛名として記載して、確認申請書をご提出ください。
(主務大臣の記載順：総務、財務、厚労、農水、経産、国交、環境)

③ 確認申請書の締切り

- ・有識者による外部評価委員会で、「先進性」等を審査

④ 主務大臣による確認日の確認

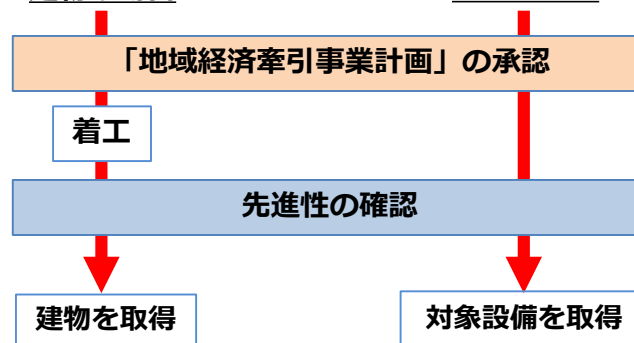
- ・当局から、確認が取れた旨、ご連絡します。

※具体的なスケジュールについては、経済産業省HPをご参照ください。

(注意) 確認申請と設備投資の時期について
設備投資の時期と本申請のスケジュールについて、以下の点にご留意願います。
・本特例措置の対象となるには、**対象設備を取得する前に、承認を受ける必要があります。**
・建物の着工は、**承認前に行うことが可能です。**
・なお、**建物の着工の前までに、「地域経済牽引事業計画」の承認を受ける必要があります。**

建物の場合

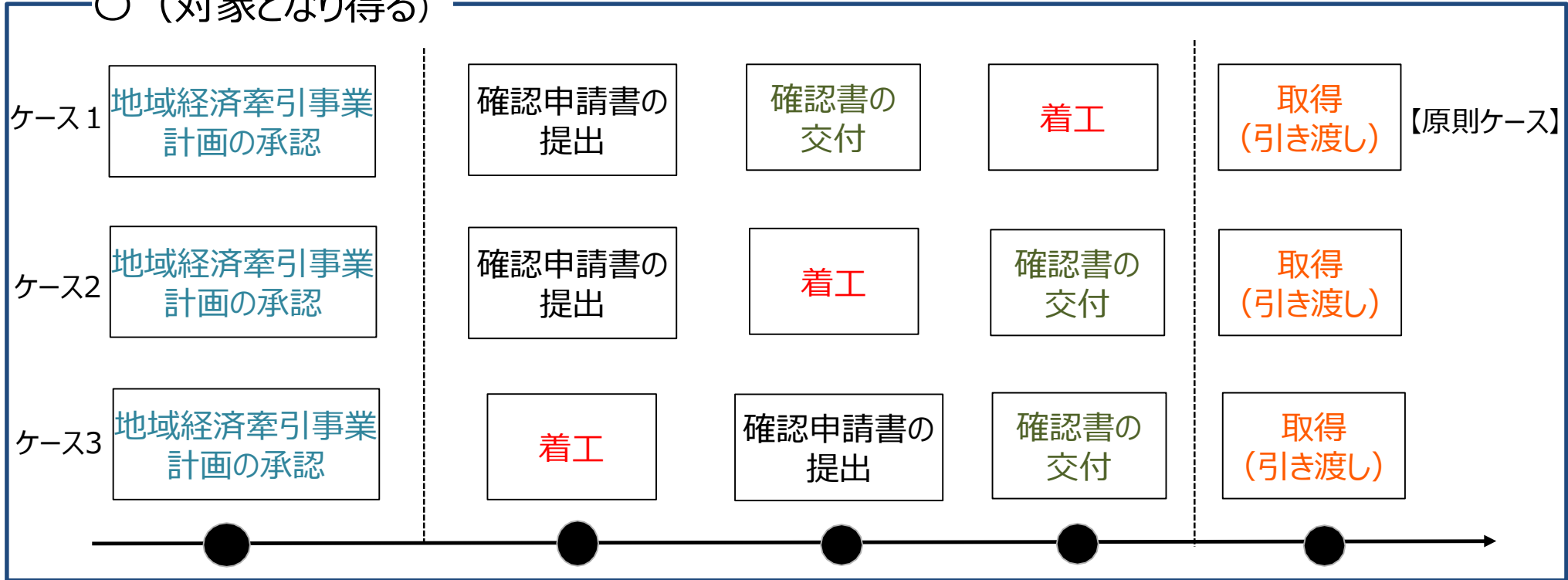
設備の場合



(参考) 課税の特例の対象となり得る設備投資のタイミング

- ・「着工」は、地域経済牽引事業計画の「承認後」であることが必要
- ・「取得」は、確認書の「交付後」であることが必要

○ (対象となり得る)



× (対象とならない)

